

## 「チャタレイ事件」判決における猥亵概念の論理分析

A logical analysis of the legal definition of obscenity in the case of "Chatterley"

長田 博泰

### Abstract

What is obscene differs from person to person, and therefore it is difficult to define obscenity. The term "obscenity" relates to the legal definition of whether materials described sexually explicit are protected under Article 21 of the Japanese Constitution guarantees of freedom of expression. This article analyzes two judgments of the High Court and the Supreme Court from a logical point of view in the case of "Chatterley", and clarifies the backgrounds and value judgments that are implicitly assumed as preconditions of judgment. The following interesting points are indicated:

- 1) Two legal definitions of obscenity by Daishinin (the former Supreme Court) and Petty Bench of the Supreme Court is logically different, though they are often understood to have the same meaning.
- 2) The logical characteristic of the judgment of the Supreme Court is to change the order of definientia of obscenity, and to decide with peculiar morality or sexual morality derived from the definiens.
- 3) The relationships are explored between the legal definition of obscenity and guarantees of freedom of expression, and between obscenity and literary, artistic or scientific value.

### 1 はじめに

「名誉毀損とわいせつ文書等の刑罰による抑制は、洋の東西を問わず昔から一般的である」(尾吹善人, 1986, p.157). わが国でも、名誉毀損および猥亵物頒布等はそれぞれ刑法230条<sup>(1)</sup>, 175条<sup>(2)</sup>で禁じている。他方、憲法21条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」。これ

は互いに矛盾する。「表現の自由は保障する」と「猥亵物の販売を禁止する」を以下のように表現すれば、一層明らかである。

$$\forall x (\text{表現}(x) \rightarrow \text{販売許可}(x)) \quad ①$$

$$\forall x (\text{猥亵物}(x) \rightarrow \neg \text{表現}(x)) \quad ②$$

$$\forall x (\text{猥亵物}(x) \rightarrow \neg \text{販売許可}(x)) \quad ③$$

ここで、ある猥亵物wがあるとき、②と①を適用すると、販売許可(w)となり、③を適用すると、 $\neg \text{販売許可}(w)$ である。

一般に規則が互いに矛盾する場合、法令の解釈が必要になる。名誉毀損、猥亵物販売等の場合には、表現の自由との関係が問われることになる。実際、「名誉毀損罪においては、まさに表現の自由とのかかわり合いから、事実証明を含む構成要件の立法限定（刑法230条の2項<sup>(3)</sup>一引用者）がなされたにもかかわらず、わいせつ法の領域では表現の自由の保障がいかなる形でも、またいかなる程度においても、立法上具体化されず、また学説・判例ともこれを当然としてうけとってきたことの中に、ここでの最大の問題点が存するものと思われる」（中山研一、1994、p.61）。このことは、彼我の差、例えばアメリカの判例と比較すれば一層明らかとなる。アメリカが合衆国憲法第1修正に照らし猥亵文書規制が合憲か否かについて1957年以来、性表現の自由とこれを制限する利益との間で文字通り「七転八倒しながら」、その接点を模索した（奥平康弘、1978、p.122）。

わが国における法律上の猥亵概念あるいは定義（以下、「猥亵」概念と表記する）を確定したのは、D. H. ローレンスの作品『チャタレイ夫人の恋人』が猥亵文書であるか否かをめぐって争われた、いわゆる「チャタレイ事件」であった。とくに、昭和32年3月13日最高裁大法廷の裁判官12人全員が作品『チャタレイ夫人の恋人』を猥亵文書と判断し、その後のレールを敷いた。現時点でのこの判決を読み返すと、猥亵文書であるという判断自身よりも、全員一致二人の補足意見があるが一の判断であることおよび判決から感じとられる、いや明確に述べられている裁判所の高圧的・独善的姿勢にむしろ驚く。

その後ほぼ10年ごとの「悪徳の榮え」、「四畳半襖の下張」判決でほぼ定着したかにみえる。もはや時代の方が先行し、当時の「猥亵」概念がそのまま適用可能なものであるかどうか疑わしいが、判例を変更するような判決は行われていない。しかし、刑法175条（猥亵

物頒布等）と憲法21条（表現の自由等）の関連を考えると、依然として残された課題が少なくないよう思われる。

いまさら、「猥亵」などという識者も少なくないと想像する。法律に全く門外漢の筆者が、「猥亵」概念にこだわる理由を述べておきたい。わが国の「猥亵」関連裁判で被告側が「猥亵」文書と憲法21条の表現の自由の関係を問題にしようとしても、ほとんど被告、裁判所双方の議論が噛み合っていないように思われる。その主な理由は、明らかに最高裁が一般に憲法論議を避ける傾向にあり、しかも基本的人権に関する限り、その解釈を「公共の福祉」の下におくことに尽きる。しかし、一方では弁護側もその権利の主張にとどまり、相手の主張の矛盾をつくなど、もう少し外堀を埋めながら論を展開する必要があるよう思えてならないのである。そのために有効な方法のひとつは、裁判所が提示する「猥亵」概念が孕む矛盾、あるいは危うさを突くことではあるまいか。そんな思いが筆者をして判決文テクストの分析にこだわらせる。

本稿の目的は、分析対象を「チャタレイ事件」判決、とくにその高裁および最高裁判決に限定し、「猥亵」概念と表現の自由の関係を「猥亵」概念の観点から論理分析することである。その過程で結論を導く論理的特徴およびその背後に隠れている書き手の思考過程、価値過程を闡明する。分析方法は、大國充彦他（1999）および長田（2001a）と同様であるが、論理システムLKによる証明も行い（長田、2001b）、論理だけによる分析に専念する。

論文構成はつきのとおりである。2では、「猥亵」裁判のリーディングケースである大審院と最高裁小法廷の判例における「猥亵」概念を記す。3では、2で示した二つの「猥亵」概念が同一趣旨であるという「チャタレイ事件」高裁判決の主張を論理分析し、二つの「猥亵」概念が異なることを示す。4は最高裁大法廷判決で扱われる三つの関係、すなわち、芸

術と表現の自由、「猥褻」概念と道徳および芸術と「猥褻」、それぞれの関係を論理分析し、判決の特徴と問題点を指摘する。最後に、表現の自由との関係で「猥褻」概念のあるべき方向を考察する。

## 2 「チャタレイ事件」判決までの「猥褻」概念

次節以降の展開に必要な限りで、「チャタレイ事件」判決までの刑法175条関連の主な裁判で用いられた「猥褻」概念を摘記する。

### 1) 「チャタレイ事件」以前

#### (1) 1918年一大正7年6月10日 大審院刑事第二部

「性欲を刺激興奮し又は之を満足せしむるべき文書図画その他一切の物品を指称し、従って猥褻物たるには人をして羞恥嫌悪の感念を生じせしむるものたることを要する」(以下、「大審院定義」という)。

#### (2) 1951年一昭和26年5月10日 最高裁第一小法廷

「徒に性欲を興奮又は刺激せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、性的道義觀念に反するもの」(以下、「小法廷定義」という)。

### 2) 「チャタレイ事件」

#### (3) 第一審(1952年一昭和27年1月18日 東京地方裁判所刑事第八部)

「一般に性欲を刺激するに足る表現があり、これにより人が性的興奮を惹起し理性による制御を否定又は動搖するに至るもので、自ら羞恥の念を生じ且つそのものに対して嫌悪感を抱く文書」

#### (4) 控訴審(1952年一昭和27年12月10日 東京高等裁判所刑事部)

『猥褻文書』とは、性器又は性的行為の露骨詳細な記載あるため、一般社会人をして、徒

らに性欲を興奮又は刺激せしめ、その正常な性的羞恥心を害し、善良な道義的觀念に反するもの」をいう。

### (5) 上告審(1957年一昭和32年3月13日 最高裁大法廷)

(1), (2)を提示し、「我々もまたこれらの判例を是認するものである」として、「要するに判例によれば、猥褻文書たるためには、羞恥心を害することと性欲の興奮、刺激を来すことと善良な性的道義觀念に反することが要求される。」とする。

## 3 高裁判決における「猥褻」概念の分析

2に掲げた大審院定義と最高裁小法廷の定義が同一趣旨であるとして扱われることが少なくない。その代表例はチャタレイ裁判の高裁判決である。判決は以下のように述べる。

「大審院及び最高裁判所の判決の各定義は、その表現に多少の相違はあるが、同一趣旨のものと解すべく、又右と検察官及び原判決の各定義もそれぞれ趣旨において右両判決の定義と異なるところはないものというべきである」。

高裁判決の展開を論理的に分析しその正否を判断しよう。まず、判決にしたがって細かな点を取り上げる。判決は小法廷定義に「嫌悪の感念を生ぜしむる」がないことをつぎのように敷衍する。

「後者(小法廷定義一引用者)中には『嫌悪の感念を生ぜしむる』という文言がないが、嫌悪の感情は性的羞恥心を害せられた場合当然同時に随伴して生ずるものであることは前記説明(『羞恥心と嫌悪感との複合した特異の感情を抱くに至る』云々一引用者)のとおりであるから、後者のように『正常な性的羞恥心を害し』とのみ表現しても決して不充分なものということはできない」。

「猥褻」文書に接すると、「徒に性欲を興奮又は刺激せ」られ、嫌悪の感情が「性的羞恥心を害せられた場合当然同時に随伴して生ずる」という。生理的、心理的な分析・考察はともかく、この点に取り立てて異を唱える必要はない。

つぎに、高裁判決は大審院定義に「『善良な性的道義心に反する』という文章がないが、性的秩序を無視して性欲を刺激し興奮せしめるような事項の表現に接することは当然性的道義観念に反することも前記説明によって理解し得るところと考えられる」と指摘する。この点を検討しよう。小法廷定義から大審院定義の導出は自明であるから、逆の関係、すなわち、

大審院定義  $\vdash$  小法廷定義

を論証しなければならない。その準備としていくつかの命題を記号化する。

P : 性欲を刺激興奮する又は性欲を満足せしむ

Q : (人をして) 羞恥嫌悪の感念を生ぜしむ

大審院定義はつぎの論理式となる。

(1)  $P \rightarrow Q$  または

(2)  $P \wedge Q$

である。大審院定義は P, Q を因果的に捉えているので、(1) が妥当だと思うが、多くの判例は、(2) のように解釈している（例えば、「チャタレイ事件」最高裁判決）。しかし、以下のように、(2)  $\rightarrow$  (1) は常に成り立つから、(2) を採用する。

$P, P, Q \vdash Q$

(イニシャルシーケント ≡ 公理に相当)

$P, Q \vdash P \rightarrow Q$

$P \wedge Q \vdash P \rightarrow Q$

$\vdash (P \wedge Q) \rightarrow (P \rightarrow Q)$

同様に、小法廷定義の要件を

$P' \equiv$  徒に性欲を興奮又は刺激せしむ

$Q' \equiv$  普通人の正常な性的羞恥心を害する

$R \equiv$  性的道義観念に反する

と記号化する。ただし、

$P \sim P'$ ,  $Q \sim Q'$  ( $\sim$  は「ほぼ同義」を表すものとする)  
である。

小法廷定義はつぎの論理式になる。

(3)  $P' \rightarrow (Q' \wedge R)$  または

(4)  $P' \wedge Q' \wedge R$

である。 $(4) \rightarrow (3)$  だから、ここでも小法廷定義を(4)を採用する。

大審院定義  $\vdash$  小法廷定義  
を示すには、

$P \wedge Q \vdash P' \wedge Q' \wedge R$

を論証しなければならない。いうまでもないが、

$P \wedge Q \vdash R$  あるいは  $P' \wedge Q' \vdash R$  ①  
を示すことに帰着する。念のために LK で示すと以下のようになる。

$$\frac{\begin{array}{c} P, Q \vdash P' \\ P, Q \vdash Q' \end{array}}{P, Q \vdash P' \wedge Q'} \frac{P, Q \vdash P' \wedge Q' \vdash R}{P \wedge Q \vdash P' \wedge Q' \wedge R}$$

つまり、P, Q  $\vdash R$  を論証しなければならないということである。

なお、P と  $P'$ , Q と  $Q'$  をそれぞれ同一趣旨としたので、以下では P, Q を用いる。

R は P および Q で直接言及されていない「性的道義観念」という概念を含むので、P, Q から直接論証するわけにはいかない。P, Q に対する「字義的／文理的解釈」あるいはその他の解釈によって両者にかかる何らかの命題を用意しなければならない。この点を判決はつぎのように展開する。

「右の性的秩序は、刑法の規定によって保護されていることは、前記説明のとおりである。又この性的秩序は、法規によって保護される以前において、この秩序を善良の風俗として破るべからざるものとする一般社会人の性的道義観念ともいべき道義観念によって支持されていることはいうまでもない」。

ただし、引用文中の「性的秩序」とは「性交の秩序保持、性的行為の秘密性保持等の制

約」をさす。

つまり、刑法条文は、ある秩序を維持するための社会的制約を課すが、その制約を是とするある道義観念にも支持されていることを指摘し、問題の道義観念—ここでは、性的道義観念—を引き出している。これを梃子に、上の引用の少しあとで①の関係を以下のように論ずる。

「……これ（「ある行為が社会的秩序を破り延いて（は一引用者）これを保護する法規に違反する」こと一引用者）を性的秩序の場合について考えてみると、前記の性生活に関する社会的制約に反し、文書によってP・徒らに性欲を刺激又は興奮せしむるに足る事項を表現し、一般社会人の閲読に供するときは、このことはR一般社会人の性的道義観念に反すると共に、右の表現が右社会的制約を無視したという異常性に影響されてその性欲はP過度に興奮又は刺激せしめられ、延いてはQ羞恥感と嫌悪感との複合した特異の感情を抱くに至るものと認められるのである。」

筆者には、上記引用中の「右の表現が右社会的制約を無視したという異常性に影響されてその性欲は過度に興奮又は刺激せしめられ」という裁判官の判断が一般に妥当するとは思えない。それは、ともかく以上によってつぎの論理的関係を示しているものと思われる：

$$\forall x (P'(x) \wedge 表現(x) \wedge 供(x) \rightarrow R \wedge P'(x) \wedge Q'(x))$$

ここでは、P'、Q'を述語と解釈している。なお、判旨が「表現する」、「供する」に拘泥するのは、刑法175条が「猥亵」文書頒布販売を対象としているためと思われる。

さて、以上の展開は大審院定義のPとQから小法廷定義のRの導出に成功しているといえるであろうか。まず、注意すべきは、P、Qが「猥亵」文書に接したとき、人に生起するであろう感情等の生理的、感覚的、心理的

変化など全く個人の内面的变化に言及していることである。一方、Rの「性的道義観念」が個人の「性的道義観念」を意味するのであれば、RはP'  $\wedge$  Q'の言い換えと見なすことも可能であるから、Rを導出することができるであろう。

しかし、社会的制約としての「性的道義観念」を指すのであれば、上述のように法律の解釈、ここではいわゆる「目的論的解釈」によって規範的構成要件を導入せざるを得なかったと考えられる（ペレルマン、1979=1986, p.107）。これは、長田2001aで指摘した遡向推論の典型例である。これも一つの導出には相違なく、また誤りというつもりはない。しかし、素直に読めば、P、QとRはそれぞれ「別異の次元」に属するはずである、すなわち、前者は個人の生理的、心理的現象に関する要件であるのに対し、後者は社会的規範要件である。言い換えれば、明らかに次元の異なる価値体系を判断基準として導入しているのである。

以上の考察から、Rが個人の「性的道義観念」を意味するのであれば、P、QおよびRは同一次元であり、その論理的帰結

$$P \wedge Q \vdash R \text{あるいは } P' \wedge Q' \vdash R$$

は自然である。しかし、Rが社会の「性的道義観念」を意味するなら、PとQからRを導出するには、立法目的などの価値体系を新たに導入しなければならない。上述のように、小法廷定義の展開は明らかに社会的な「性的道義観念」に反することを主張したいのであるから、

$$P \wedge Q \vdash R$$

を論証することには無理がある。判決が展開していることは

$$P \wedge Q \wedge \alpha \vdash R$$

と考えられる。ただし、 $\alpha$ は立法目的等を表す。

したがって、大審院定義と小法廷定義の「猥亵」定義は異なると考えるべきであり、一

見同じだとみなされている「猥褻」概念は表1のように整理されるべきである。ここでは、とりあげないが、「チャタレイ裁判」以後の下級審（例えば、「四畳半襖の下張」高裁判決）、控訴審および上告審を精査すれば、一層明らかである。

上述の考察をもとに、二つの「猥褻」定義の問題点を指摘しておく。第1に、P, Qは猥褻の外的、現象的記述に止まっており、必要条件ではあっても、刑法の対象に足る条件ではない。なぜなら、社会通念に照らして判断されるであろうが、P, Qを満たすものはいくらでもあり得る。そのようなものまで含むこのような定義、とくに大審院定義は法的意味での「猥褻」定義としては妥当なものではない。第2に、「別異の次元」に属するP, QとRを混在させた定義は両者を個別に判断する論拠を与える可能性を有する。実際、後述のように最高裁大法廷はこれをもとに判断する。

ところで、なぜ小法廷定義は「性的道義観念に反する」を付け加えたのかという疑問が残る。筆者にその根拠を明らかにする能力はないが、想像を述べることが許されるなら、以下の事情が働いていたと思われる：

- 1) 戦前、わいせつ文書取締りを担っていた新聞法・出版法が戦後、撤廃された。
- 2) 戦前、わいせつ関係摘発の補完的役割しかなかった刑法175条が主役にならざるを得なくなった（昭和22年、刑法175条は罰則が強化されている）。
- 3) 戦後混乱期の性風俗取締まりを強化する必要があった。

表1 判決と「猥褻」概念

大審院定義	小法廷定義
①性欲を興奮又は刺激せしむ ②人をして羞恥嫌悪の感念を生ぜしむ	①徒に性欲を興奮又は刺激せしむ ②普通人の正常な性的羞恥心を害し ③性的道義観念に反する
チャタレイ事件第一審	チャタレイ事件控訴審
	チャタレイ事件上告審 (最高裁大法廷)

#### 4 最高裁大法廷判決の分析

最高裁大法廷判決は、ほぼ控訴審判決を踏襲し、さらに特異な道徳観に基づき、社会の道徳的退廃の上で裁判所が果たすべき役割を強調したものになっている。以下、この判決の特異性をつぎの論点にしぼって論理的に分析しよう。

- ・芸術と表現の自由の関係
- ・「猥褻」概念と道徳の関係
- ・猥褻性と芸術性の関係

##### 4.1 芸術と表現の自由の関係

芸術と表現の自由の関連に関して判決はつぎのように述べる。

「本書（『チャタレイ夫人の恋人』—引用者）がいわゆる春本とは類を異にするところの芸術的作品であることは、第一審判決および原判決（高裁判決—引用者）も認めているところである。しかしながらロレンスの提唱するような性秩序や世界観を肯定するか否定するかは、これ道徳、哲学、宗教、教育等の範域に属する問題であり、それが反道徳的、非教育的だという結論に到着したにしても、それだけを理由として現行法上その頒布、販売を処罰することはできない。これは言論および出版の自由の範囲内に属するものと認むべきである。」

文意は明らかであるが、後の展開との関係を明確にするために論理式で表現しよう。作

品『チャタレイ夫人の恋人』をcとすると、cが芸術作品であって、反道徳的、非教育的であっても、その頒布・販売行為を罰することはできないというのであるから、以下のように書くことができる。

$$( \text{芸術}(c) \wedge \text{反道徳的} \cdot \text{非教育的}(c) ) \wedge \\ \neg \text{販売許可}(c) \quad ②$$

これは言論・出版の自由によって保障されているというのであるから、

$$\text{言論} \cdot \text{出版}(c) \rightarrow \\ ( \text{芸術}(c) \wedge \text{反道徳的} \cdot \text{非教育的}(c) ) \wedge \\ \neg \text{販売許可}(c)$$

ところが、上の引用の直後でつぎのように述べる。

「問題は本書の中に刑法175条の「猥亵の文書」に該当する部分が含まれているかどうかにかかっている。もしそれが肯定されるならば、本書の頒布、販売行為は刑法175条が定めている犯罪に該当することになるのである。」

この引用の意味するところを考察するために、多少の言葉を補ってつぎの論理式で表現する。

$$( \text{芸術}(c) \wedge \text{猥亵文書}(c) ) \rightarrow \neg \text{販売許可}$$

$$(c) \quad ③$$

つまり、芸術作品であっても、猥亵であるなら、その販売を許可されないとということである。この論理式を論理式②と比較するために、論理式②の否定をとると、つぎのようになる。

$$( \text{芸術}(c) \wedge \text{反道徳的} \cdot \text{非教育的}(c) ) \rightarrow \\ \neg \neg \text{販売許可}(c) \quad ④$$

論理式③と④がほとんど同じ構造をしていることに注意してほしい。③の猥亵文書の定義如何によっては④が導出され、結果的に②を否定する関係にあるのである。例えば、つぎのような論理展開が可能である。ごく常識的に考え、「猥亵の文書」が問題となるのは通常何らかの反道徳的・非教育的な点を含むためであろうから、

$$\text{猥亵文書} \rightarrow \text{反道徳的} \cdot \text{非教育的} \quad ⑤ \\ \text{である。あるいは上の「猥亵」定義によれば} \\ \text{猥亵文書} \rightarrow \text{反性道徳} \wedge \text{非教育的} \\ \text{反性道徳} \wedge \text{非教育的} \rightarrow \text{反道徳的} \cdot \text{非教育的} \\ \text{であろうから、結果的に④の前件を満たしている、つまり、②を否定することになる。これをLKシステムで示そう。ただし、命題を} \\ \text{以下のように記号化する。}$$

P : 芸術作品, Q : 反道徳的・非教育的, Q' : 猥亵, R :  $\neg \text{販売許可}$

$$\begin{array}{c} Q, P, Q' \vdash R, P \quad Q, P, Q' \vdash R, Q \\ \hline P, Q' \vdash R, P \wedge Q, Q' \quad Q, P, Q' \vdash R, P \triangle Q \\ \hline P, Q', Q' \rightarrow Q \vdash R, P \wedge Q \quad P, Q', Q' \rightarrow Q, R \vdash R \\ \hline P, Q', P \wedge Q \rightarrow R, Q' \rightarrow Q \vdash R \\ \hline P \wedge Q', P \wedge Q \rightarrow R, Q' \rightarrow Q \vdash R \\ \hline \hline P \wedge Q \rightarrow R \quad ④, Q' \rightarrow Q \quad ⑤ \vdash P \wedge Q' \rightarrow R \quad ③ \end{array}$$

④、すなわち②の否定と⑤を仮定すれば、③が証明できる。

このように、「猥亵」を慎重に判断しなければ容易に②を否定することになる。むろん、最高裁判決はそんな見え透いた単純な論理を用いない。後述のように芸術と猥亵が「別異の次元」に属するという論旨を展開する。こ

れによって、③と④の危うい関係を超えようとしたように思われる。すなわち、表現・出版の自由を充分わきまえているが、そもそも猥亵性は表現・出版の自由の保障対象、あるいは議論にもならないものであるという論理を展開する。言い替えれば、性的道義観念を破壊する危険性を有する「猥亵」文書をタブー

視する判断が前提になっていると思われる。果たして猥褻性だけを問題にして②の維持に成功しているのであろうか？この点は4.3でさらに考察する。

#### 4.2 「猥褻」概念と道徳の関係

最高裁判決は「猥褻」をどのように定義し、解釈しているのであろうか。判決は、まず大審院定義にしたがって「性欲を刺激興奮し又は之を満足せしむべき文書図画その他一切の物品を指称し、従って猥褻物たるには人をして羞恥嫌悪の感念を生ぜしむるものたることを要する」と定義する。次いで、小法廷定義「徒に性欲を興奮又は刺激せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するものをいう」を引用し、「我々もまたこれらの判例を是認するものである」という。

ところが、最高裁判決はこの引用の直後につきもなげに「要するに判例によれば猥褻文書たるためには、羞恥心を害することと性欲の興奮、刺激を来すことと善良な性的道義観念に反することが要求される」と述べる。うっかり見逃しがちであるが、ここで猥褻性の要件の順序を入れ替えているのである。この仕掛けはどこにあるか。「要するに」という表現によって、書き手の焦点がどこにあるかを示している（レイコフ、1987＝1993, p.148）。

「羞恥心を害する」が先頭に来ていることに注意してほしい。この順序を変更したことが、その後の論理的展開にいかに決定的であるかは判決文が如実に示している。

「……羞恥感情を有することは、人間を動物から区別するところの本質的特徴の一つである。羞恥は同情および畏敬とともに人間の具備する最も本源的な感情である。……これらの感情は普遍的な道徳の基礎を形成するものである。」  
これを受けて、

「羞恥感情の存在は性欲について顕著である。……要するに人間に限る限り、性行為の非公然性は、人間性に由来するところの羞恥感情の当然の発露である。かような羞恥感情は尊重されなければならず、従ってこれを偽善として排斥することは人間性に反する。」

と展開することによって、この判決文のエッセンスである性道徳観＝「性行為非公然の原則」を導き出す。

羞恥感情を有する→性行為の非公然性  
「ところが猥褻文書は性欲を興奮、刺激し、人間をしてその動物的存在の面を明瞭に意識させるから、羞恥の感情をいだかしめる。」

この「羞恥の感情をいだかしめる」はまさか、肯定的意味で用いられているのではない。

仮に肯定的な意味であるなら、その前段はつぎのように論理化できるから

猥褻文書→性欲を刺激・興奮させる（以下、→の右辺をPと表記する）

P→羞恥感情をいだかしめる

結局のところ、

猥褻文書→性行為の非公然性

となり、猥褻文書は「性行為の非公然性」を意識させ、道徳、とくに性道徳向上に有意義な機能を有することになる。これは、とんでもない誤読であろう。実際、上の引用の直後でつぎのように述べる。

「そしてそれは人間の性に関する良心を麻痺させ、理性による制限を度外視し、奔放、無制限に振舞い、性道徳、性秩序を無視することを誘発する危険を内蔵している。……刑法各本条が犯罪として掲げているところのものは要するにかような最小限度の道徳に違反した行為だと認められる種類のものである。性道徳に関してもその最小限度を維持することを任務とする。そして刑法175条が猥褻文書の頒布販売を犯罪とし

て禁止しているのも、かような趣旨に出て  
いるのである」。  
とすれば、「羞恥の感情をいだかしめる」は、  
羞恥心の存在を否定する、あるいはその存在  
を危うくさせるなどと解釈するしかない。し  
たがって、上の猥亵に関する叙述は

猥亵文書→P

P→ $\neg$ 羞恥感情を有する  
と論理化しなければならない。つまり、

猥亵文書→ $\neg$ 羞恥感情を有する  
である。ところで

羞恥感情を有する→性行為の非公然性  
だから、論理的に

$\neg$ 羞恥感情を有する→ $\neg$ 性行為の非公然性  
ができるわけではない。仮にこれが可能であれば、つぎの結論を導くことができる。

猥亵文書→ $\neg$ 性行為の非公然性  
つまり、猥亵文書は性行為の非公然性を否定  
することになる。したがって、

性行為の非公然性→ $\neg$ 猥亵文書  
であり、「性行為の非公然性」を維持しようとするなら、猥亵文書を否定するという簡明な論理展開となつたであろう。しかし、そう簡単にはゆかない。だからこそ、上に引いた「ところが猥亵文書は……」にすぐ続けて「そしてそれ（猥亵文書—引用者）は人間の性に関する良心を麻痺させ、理性による制限を度外視し、奔放、無制限に振舞い、性道徳、性秩序を無視することを誘発する危険を内蔵している（傍点—引用者）」といわねばならないのである。つまり、当該文書が「猥亵文書」であるためには「性道徳、性秩序を無視することを誘発する危険」をもつことを立証しなければならない。

以上の判旨はつぎのように整理することができる。すなわち、羞恥心を前面に出すことによって、まず、「性に関する……社会通念の変化が存在し、また現在……変化が行われつつあるにもかかわらず、超ゆべからざる限界としていざれの社会においても認められまた

一般的に守られている規範」としての性行為非公然の原則を引き出したいのである。一方、猥亵文書の定義から、それはその羞恥心の存在を危うくすることを導く。しかし、これが直接、性行為非公然の原則を否定することにはならず、その危険性を内蔵しているとしかいえないである。

結局のところ、最高裁大法廷は猥亵を定義したわけではなく、「猥亵」要件の独特の解釈によって道徳観、性道徳観を展開したのである。その世界をどのような論理によって描いたか、形式的に示そう。ここで、O、P、QおよびSを以下のように定義する：

O：猥亵文書、

P：性欲を刺激・興奮させる、

Q：羞恥心を有する、

S：性行為の非公然性。

上述のように、判決はつぎのように主張する：

Q ⊢ S

O →<sub>定義使用</sub> P →<sub>ギャップ</sub> … →  $\neg$  Q

ここで、最初の導出で猥亵定義を使用しているが、その後の演繹は判断である。

この対偶をとると

Q → …  $\neg$  P →  $\neg$  O

いま、単純に

Q ⊢  $\neg$  O

と表記する。これと上のQ ⊢ Sから

Q ⊢  $\neg$  O ∧ S

となる。すなわち、羞恥心を仮定すると、猥亵文書は否定され、性的行為の非公然性が成り立つ。

猥亵要件に注目し整理すればつぎのようになる。Q ⊢  $\neg$  Oの代わりに

Q ⊢  $\neg$  P

を用いて、

Q ⊢  $\neg$  P ∧ S

である。つまり、羞恥心を有するならば、性的興奮・刺激は否定され、性行為の非公然性が維持される世界である。逆にいえば、最高

裁判決にとって「羞恥心を害する」、「羞恥心を危うくする」ような条件が「猥褻」の定義になり得るはずである。それはこの対偶をとってみればわかる。

$$P \vee \neg S \vdash \neg Q$$

これが最高裁判決から帰結される「猥褻」定義といえるだろう。Pに当たるものは、いわゆる、猥褻物以外にもありうるであろうから、結局、「猥褻」の要件として想定しているものは  $\neg S \equiv$  「性行為の非公然性の否定」以外に考えられない。

以上の形式化によって、3で指摘したように法的「猥褻」概念の要件、「性欲を興奮・刺激する」および「羞恥嫌悪の感念を生ぜしむ」がどれほどの意義を有するか疑わしいことが一層鮮明になったといえる。

#### 4.3 猥褻性と芸術性の関係

高裁、最高裁両判決とも、芸術性と猥褻性を別個の問題とする。しかし、芸術性、思想性が性的刺激を減少ないしは昇華し、猥褻性を解消し得ることについてその判断を異にする。まず芸術性と猥褻性の関係に関する高裁判決の結論部分を示す：

「文学書としての芸術的価値があることと、当該文書が猥褻性を持つこととは、全く別個の問題であって、前者は人生の探求の観点から、後者は社会的秩序維持の観点からそれぞれ判断される結果の避け難い結論である。」

この結論に至る過程でつぎのように指摘する：

「尤も、文学書の芸術性がその内容の一部たる性的描写による性的刺激を減少又は昇華せしめて、猥褻性を解消せしめ、或いは、その哲学又は思想の説得力が減少又は昇華せしめて猥褻性を解消せしめる場合があり得ることは考えられるのであって、かかる場合には、多少の性的描写があっても、『猥褻文書』に該当しないことになるのであ

る。」

このように、高裁判決は芸術性、猥褻性を別個の問題と断ずるが、芸術性が猥褻性を昇華し得ることを例外的に認めていることに留意されたい。

これに対し、最高裁判決は、4.2で指摘した道徳觀あるいは性道徳觀に基づき、芸術性と猥褻性が別異の次元に属すると判断する。また、芸術性が猥褻性を解消する可能性についてほとんどふれるところがない、むしろ、これを否定していると思われる。

最高裁の芸術と猥褻の関係を論ずる原理はつぎのとおりである。

「芸術性と猥褻性とは別異の次元に属する概念であり、両立し得ないものではない」。そして、これを支えている価値觀はつぎの一文である。

「芸術家もその使命の遂行において、羞恥感情と道徳的な法を尊重すべき、一般国民も負担する義務に違反してはならない」。以上を前提に芸術的作品が猥褻であり得るとする部分を論理分析する。

「春本の類はおおむねかような芸術性を欠いているから、芸術性を備えている本件訳書はこれを春本と認めることはできないこと第一審以来判定されてきたところである。」

この文を論理式で表すため、以下の述語を仮定する。なお、括弧が煩雑なので述語表現から括弧を省く。例えば、 $P(x)$ を  $Px$  と記す。  
 $Px$  :  $x$  は春本である

$Ax$  :  $x$  は芸術性を備えている（芸術的作品である）

$c$  : 「チャタレイ夫人の恋人」

これらを用いれば、つぎのようになる。

$$\forall x (Px \rightarrow \neg Ax), Ac \vdash \neg Px$$

これが成り立つことは明らかであるが、念のため証明しておく：

$$\begin{array}{c}
 \frac{\text{Pc}, \text{ Ac}, \forall x (\text{Px} \rightarrow \neg \text{Ax}) \vdash \text{Pc}}{\text{Pc}, \text{ Ac}, \forall x (\text{Px} \rightarrow \neg \text{Ax}) \vdash \text{Px}_1} \\
 \frac{\text{Ac}, \forall x (\text{Px} \rightarrow \neg \text{Ax}) \vdash \text{Px}_1, \neg \text{Pc}}{\frac{\text{Px}_1 \rightarrow \neg \text{Ax}_1, \text{ Ac}, \forall x (\text{Px} \rightarrow \neg \text{Ax}) \vdash \neg \text{Pc}}{\forall x (\text{Px} \rightarrow \neg \text{Ax}), \text{ Ac} \vdash \neg \text{Pc}}} \\
 \frac{\text{Ac}, \forall x (\text{Px} \rightarrow \neg \text{Ax}) \vdash \text{Ax}_1, \neg \text{Pc}}{\neg \text{Ax}_1, \text{ Ac}, \forall x (\text{Px} \rightarrow \neg \text{Ax}) \vdash \neg \text{Pc}}
 \end{array}$$

「しかしそれが春本ではなく、芸術的作品であるという理由からその猥亵性を否定することができない」。

これはつぎの論理式である：

$$\neg \forall x (\neg \text{Px} \wedge \text{Ax} \rightarrow \neg \text{Ox})$$

ただし、Ox : x は猥亵である。

この論理式を演繹する根拠は何であろうか。

判決は上の文に続けてつぎのように述べる：「何となれば芸術的面においてすぐれた作品であっても、これと次元を異にする道徳的、法的面において猥亵性をもっているものと評価されることは不可能ではないからである」。「これと次元を異にする道徳的、法的面において」と「評価されることは不可能ではない」を取り敢えず無視しても内容に影響はないので、つぎの簡単な論理式になる：

$$\exists x (\text{Ax} \wedge \text{Ox})$$

この論理式から、上の論理式を演繹すればよい。しかし、述語 P が含まれているので、前提に

$$\forall x (\text{Px} \rightarrow \neg \text{Ax})$$

を付加すれば、付録のように証明することができる。

ところで、

$\exists x (\text{Ax} \wedge \text{Ox}) \equiv \neg \forall x (\text{Ax} \rightarrow \neg \text{Ox})$  である。あの論理式を日本語で表現すれば、つぎのようになる：

「芸術性があっても、猥亵性を解消する（≡ 猥亵性を昇華する≡猥亵でない）」は偽である≡「芸術性があっても、猥亵性を解消する」とは限らない

判決はこのあとでこれと思しき内容をつぎのように指摘する：

「高度の芸術性といえども作品の猥亵性を

解消するものとは限らない」。

ふつう「……とは限らない」といえば、「……のときもあるし、そうでないときもある」という意味である(野崎昭弘, 1976, p.87; 飛田茂雄, 1967, p.20)。つぎの例を考えてみよう。

ある人曰く：

「(すべての) 日本人はエコノミックアニマルである。」

これに対して反論する：

「(すべての) 日本人がエコノミックアニマルであるとは限らない。」

ここでいいたいことは、日本人の中にエコノミックアニマルというべきひとが(多数)いるかもしれないけれど、そうでない人もいるということであろう。しかし、「……とは限らない」を「すべての日本人はエコノミックアニマルである」に対する否定と解釈すれば、「すべての日本人はエコノミックアニマルではない」可能性もあるのである。つまり、「すべての日本人はエコノミックアニマルである」は、いわれのない誹謗中傷であることになる。

さて、上の最高裁の主張が「高度の芸術性があれば作品の猥亵性を解消するであろうけれど、高度の芸術性があっても作品の猥亵性を解消されないことがある」と解釈するとしよう。しかし、最高裁の判決文は、高裁判決とは異なり、芸術性が猥亵性を解消する可能性についてこの文以外のどこにも論じていないのである。

そうだとすると、真意は「高度の芸術性といえども作品の猥亵性を解消する」は偽である、すなわち、

$$\neg \forall x (Ax \rightarrow \neg Ox)$$

と解釈する方が自然かもしれない。事実、つぎのように述べている：

「芸術的作品は……感覚や感情に訴えることが強いから、それが芸術的であることによって猥亵性が解消しないのみか、かえってこれにもとづく刺激や興奮の程度を強めることがないとはいえない」。

「芸術性に関し以上述べたとほぼ同様のことは性に関する科学書や教育書に関しても認められ得る」から、上述の分析のようにつぎの論理式が成り立つはずである。

$$\exists x (Sx \wedge Ox)$$

$$\exists x (Ex \wedge Ox)$$

$Sx$  :  $x$  は（性に関する）科学書である

$Ex$  :  $x$  は（性に関する）教育書である

さらに、「作品の誠実性必ずしもその猥亵性を解消するものとは限らない」と同様の表現を用いる。これも同様に解釈してよいだろう。したがって、つぎの論理式が成り立つ：

$$\exists x (Ix \wedge Ox)$$

$Ix$  :  $x$  は（作品の意図が）誠実である

これらの論理式から、結局、

$$\exists x ((Ax \vee Sx \vee Ex \vee Ix) \wedge Ox)$$

が成り立つ。

これを要するに、芸術的であろうが、科学書であろうが、教育書であろうが、作者の真面目な意図であろうが、そんなものは猥亵性の解消にはならない。裁判官は安心して、性描写等にかかわる部分を取り出し、その「猥亵性」を断ずればよいということである。したがって、判決の「猥亵性の存否は純客観的に、つまり作品自体からして判断されなければならず、作者の主観的意図によって影響されるべきものではない」という指摘も、全体としてみた上での判断を要求するものではなく、個別的、部分的判断を是とするものである。「純客観的に、つまり作品自体」からの意味するところはこの部分的判断なのである。

## 5 考察

以上、専ら「猥亵」の法的定義を軸に以下の点を考察してきた：

- 1) 判例中の二つの「猥亵」定義の関係如何
- 2) 最高裁大法廷の「猥亵」定義がいかなるものか
- 3) 猥亵定義と芸術・科学の関係如何

「定義」にこだわることにどのような意味があるのであろうか？ 刑法 175 条と憲法の表現の自由の関係がしばしば問題になる。「チャタレイ裁判」あるいはその後の裁判でも問題になっている。しかし、裁判所の判断は大よそつぎの論理をとる（奥平康弘, 1962, p.10）：

- i) 「性的秩序を守り、最小限度の性道徳を維持する」ものとしての刑法 175 条は、「公共の福祉の内容をなす。」
- ii) 公共の福祉による表現の自由の制約は、合憲である。
- iii) 故に、刑法 175 条は合憲である。

このような「公共の福祉」論が真に憲法の下の解釈なのか？ この問題を改めて問う意味でも「猥亵」定義が検討されなければならないと考える。猥亵概念が、個人的「羞恥嫌悪感」や「善良の風俗」としての「性的道義観念」に止まる限り、表現の自由との関係は深まらないように思われる。

名誉毀損は個人的法益侵害罪であり、侵害された個人とその法益の特定が比較的容易である。これに対し、わいせつ文書頒布販売罪は、社会的法益侵害罪であり、誰の法益が侵害されたか判然とし難い。刑法 175 条は販売罪という形をとりながら、事实上「わいせつ文書」か否かの形をとり、その判断によって侵害されたものが何であり、誰であるかが明確でないのはひとえに「猥亵」の定義にかかっている。その意味で「猥亵」定義は刑法 175 条および表現の自由を論ずる根幹に関わる。この点に関して名誉毀損についても同様であるとの指摘もある。例えば、平川は、「名誉の

保護と表現の自由の憲法論的意味ないし位置づけは必ずしも明確にはされていない」(平川, 1983, p.45)と指摘する。

わいせつとは何かを考える上で、1954年7月2日、米人作家スタンリー・カウフマンの小説『The Philanderer』を出版したかどで、猥亵文書発行の罪で告訴された被告の裁判が参考になるように思われる。イギリス中央刑事裁判所のステーブル判事は、9人の男子と3人の婦人よりなる「陪審員に問題の本を持ち帰って最初の頁から最後の頁まで読むように指示した。『卑猥な部分、つまり不道徳な傾向があると思える箇所だけに注意を払って読まずに、それを一冊の本として読むように』」命じた(ハイド, H. M., 1964, p.10)。その上で、陪審評決直前に陪審員に対し陳述をおこなった。やや長いがその一節を引く。

「陪審員諸君、そこでしばらく問題の書物に話しを戻しますが、これはご承知の通り小説の形をとっている。訴因は、本書が腐敗させ堕落させる傾向をもつということにある点にご留意ありたい。本書が衝撃を与え或いは嫌悪感を起こせしめる傾向をもつということが訴因になっているのではありません。それでは刑事犯罪にならない。訴因は、本書が腐敗堕落せしむるという点にある。すると諸君は『誰を腐敗させ堕落させるのか』と問われるが、そこにはまた規準がある一かかる不道徳な影響を受けやすい心をもち、この種の出版物を入手しかねない人々を、あります。

陪審員諸君、これは正確にどういう意味でしょうか。われわれはわれわれの文学上の規準を、身だしなみよく育てられた14歳の少女にふさわしい或るもの水準であると考えるべきでしょうか。それともさらにもっと遡って、幼稚園の子どもが読むような本にまで引き戻されるべきでしょうか。これに対する答えは、もちろん然らず、であります：文学、偉大な文学の多量のもの

は多くの角度から見て、青少年の読物としては全く不向きであるけれども、それだからといって出版社はそれらの作品を公衆に提供したために刑法上の罪を犯すことになりません。」

この指摘に従えば、わが国の「猥亵」定義は、「衝撃を与え或いは嫌悪感を起こせしめる傾向」にとどまり、「家庭の団欒においてはもちろん、世間の集会などで朗読を憚る」という判断を持ち出す。これによって受ける社会的法益侵害などには一顧だにしていないよう思われる。

## 6 結論

「チャタレイ事件」判決における「猥亵」概念を論理的観点から分析し、その論拠と背後にある価値体系を闡明し、以下の諸点を明らかにした。

- 1) 同じ様に扱われている大審院と最高裁小法廷判例の「猥亵」概念は、同等ではない。
- 2) 「チャタレイ事件」最高裁大法廷判決の特徴は、「猥亵」性の定義要件の順序を交換し、その道徳観、性道徳観を展開した点にある。
- 3) 芸術と表現の自由および「猥亵」と芸術性の関係を論理的に分析し、「猥亵」定義の問題点を指摘した。

形式論理の適用によって、あいまいに扱われていた命題、あるいは主張(命題)とその否定の関係が炙り出され、その相違・対立点が明らかにされた。その意味で価値観の対立する社会情報の解析には論理分析はきわめて有効な方法であることが示された。

わが国の「猥亵」定義は、憲法21条との関係は別として、ほぼ「四畳半襖の下張」の高裁判決および最高裁小法廷判決で落ち着いているようである。その基準は「愛のコリーダ」一審判決および「黒い雪」事件一審、二審判決に反映されている。すなわち、「猥亵」概念は、従来の最高裁定義を踏襲し、憲法判断を

回避するという点は変わらないが、具体的判断基準は「四疊半襖の下張」高裁判決に基本的にしたがったものである。

現実の方が進んでいる現在、「猥亵」の法的定義が問題になる機会もまれであろう。実際、わが国では、「チャタレイ夫人の恋人」が長く削除版しか出版されていなかったが、1973(昭和48)年完訳本が出版された<sup>(4)</sup>。このこと自身は歓迎されるべきことであるが、結局、当局も出版社も、そして恐らくは我々読者もことをなし崩し的に運んだ<sup>(5)</sup>。

しかし、例えば、わが国の税関検査は、戦前から変わっておらず、いまだに「『公安または風俗を害すべき書籍、図画』というような基準で行政官に対し表現物の事前規制を授受」している(尾吹, 1986, p.165)。「猥亵」概念が表現の自由との関係から理解され、定着しない限り、個人の恣意的判断に左右され、闇で法益が侵害され、いずれ問題が発生することになる。

## 注

- (1) 刑法第230条【名誉毀損】①公然と事實を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事實の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。  
②死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事實を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。
- (2) 刑法175条【わいせつ物頒布等】わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。
- (3) 刑法第230条の2項【公共の利害に関する場合の特例】①前条第一項の行為が公共の利害に関する事實に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める

場合は、事實の真否を判断し、真実であることの證明があったときは、これを罰しない。

②前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事實は、公共の利害に関する事實とみなす。

③前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事實に係る場合には、事實の真否を判断し、真実であることの證明があったときは、これを罰しない。

(4) 羽矢謙一訳「チャタレイ夫人の恋人」、講談社

(5) アメリカではグロウブ・プレス社が1959年に無削除版を出版した。「この小説を郵便によって通信販売をしようとしたところが連邦郵便法に抵触し、裁判が行われたのであるが、連邦側が敗訴して、『チャタレイ夫人の恋人』は自由を得たのである。この裁判事件はグロウブ・プレス社の意図的な挑戦であった。」(伊藤礼, 1996, p.567)。

イギリスでは、1960年やはり裁判に勝訴してこの作品は自由を得た。「ロレンスの生誕七十五年、死没三十年記念にあたる1960年、イギリスのペンギン・ブックス出版社は『チャタレイ』を作者の手になる原形に復した本来のすがたで出版する計画をたてた。同年8月25日を期して一斉発売すべく20万部用意した。しかしこれが『わいせつ文書取締法』にふれるとして告発された。裁判は同年10月25日に第一回公判が中央刑事裁判所で開かれ、11月3日12人の陪審員は全員一致、無罪の表決を答申した。「ペンギン文庫の社長は直ちに電話で社に指令し、倉庫に用意してあった20万部の『チャタレイ』の地方書店発送を命じた」(飯島淳秀, 1982, 497-98)。

## 謝辞

「猥亵」関連判決の論理分析をはじめたきっかけは、論文「社会情報解析—判決文における論情報過程と価値情報過程の相互連関について—」の匿名査読者から頂いた示唆によるものです。また、論文「社会情報の語用論的解析—判決文における逆接／情報、条件文の分析」の匿名査読者から頂いた「名誉毀損罪」構成要件と表現の自由の関係に関するコメントも参考になりました。お名前は存じあげませんが、これらの方々に記して謝意を表します。そして、いつものことながら、有益なコメントを頂いた大國充彦、高橋徹、田中一各先生にお礼申し上げます。

## 参考文献

- 飯島淳秀（1982）：チャタレイ夫人の恋人（飯島淳秀訳 削除版），角川文庫1700
- 伊藤 礼（1996）：完訳チャタレイ夫人の恋人（伊藤整訳、伊藤礼補訳），新潮文庫5665
- 大國充彦、鳥居喜代和、長田博泰、田中一（1999）：「社会情報解析—判決文における論情報過程と価値情報過程の相互連関について—」，社会情報学研究，日本社会情報学会，No.3，63-76
- 奥平康弘（1962）：「わいせつ文書頒布販売罪」（刑法175条）について，名古屋大学法政論集，20号，1-48
- （1962）：「表現の自由とわいせつ文書」，法学セミナー，77号，2-8
- （1978）：「わいせつと言論の自由」，別冊ジュリスト「英米判例百選 I 公法」
- 尾吹善人（1986）：解説基本憲法判例，有斐閣
- 飛田茂雄（1967）：「文芸裁判と『猥亵文書』の概念（上、中、下）」，小樽商科大学「人文研究」，第35（1967），第36，第37輯（1968）
- 長田博泰（2001a）：「価値基準の選択と論理構造の分析—最高裁大法廷判決文を例として」，社会情報学研究，日本社会情報学会，No.5，81-90
- （2001b）：「シーケント計算に基づく証明系と法的推論への適用」，社会情報，札幌学院大学社会情報学部紀要，Vol.10，No.2，93-106
- （2002）：「社会情報の語用論的解析—判決文における逆接／情報、条件文の分析」，社会情報，札幌学院大学社会情報学部紀要，Vol.11，No.2，41-52
- 中山研一（1994）：わいせつ罪の可罰性，成文堂
- 野崎昭弘（1976）：詭弁論理学，中公新書448
- ハイド，H. M（1964 = 1974）：ポートノグラフィの歴史，新泉社
- 平川宗信（1983）：名誉毀損罪と表現の自由，有斐閣
- ペレルマン，C.（1979 = 1986）：法律家の論理—新しいレトリックー，木鐸社
- ジョージ・レイコフ（1987 = 1993）：認知意味論，紀伊国屋書店
- 高等裁判所刑事判例集（1952）：第5巻第13号，2429-2569
- 最高裁判所刑事判例集（1952）：第11巻第3号，997-1074
- Stable（1954 = 1955）：美作太郎訳「猥亵とは何か」，法律時報27巻1号，100-104

2002年9月28日 受付

2003年1月21日 受理

## 付録

$\boxed{Ax_1, \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots), \forall x(\dots), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1, Ax_2}$	$\boxed{Ax_3, Ox_3, \exists x(\dots), \forall x(\dots), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1, Ax_2}$
$\boxed{Px_1, \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots) \vdash \boxed{Px_2, Ax_3, \neg Ax_2, \exists x(\dots), \forall x(\dots), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1}}$	$\boxed{Ax_3, Ox_3, Px_2 \rightarrow \neg Ax_2, \exists x(\dots), \forall x(\dots), \forall x(\dots) \vdash \boxed{Ax_1, \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1}}$
$\boxed{Ax_2, \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1, Px_2}$	$\boxed{Ax_1, \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1}$
$\boxed{Px_2 \rightarrow \neg Ax_2, \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1}$	$\boxed{Px_2 \rightarrow \neg Ax_2, \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1}$
$\boxed{\forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1}$	$\boxed{\forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1}$
$\forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1$	$\forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1$
$\forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1 \wedge Ax_1$	$\forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1 \wedge Ax_1$
$\neg Px_1 \wedge Ax_1 \rightarrow \neg Ox_1, \forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots) \vdash$	$\forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots) \vdash \neg Px_1 \wedge Ax_1$
$\forall x(\neg Px \wedge Ax \rightarrow \neg Ox), \forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(Ax \wedge Ox) \vdash$	$\forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(Ax \wedge Ox) \vdash \neg Px_1 \wedge Ax_1$
$\forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(Ax \wedge Ox) \vdash \neg \forall x(\neg Px \wedge Ax \rightarrow \neg Ox)$	$\forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(Ax \wedge Ox) \vdash \neg \forall x(\neg Px \wedge Ax \rightarrow \neg Ox)$

(続き)

$Ax_2, \boxed{Ox_2, \forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(\dots), \forall x(\dots) \vdash \boxed{Ox_1}}$
$\forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots) \vdash Ox_1$
$\neg Ox_1, \forall x(Px \rightarrow \neg Ax), \exists x(Ax \wedge Ox), \forall x(\dots) \vdash$